料金表

通則

（料金の計算方法など）

1　料金表に定める料金または工事に関する費用について支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める税込額とします。なお、約款の規定により支払いを要することとなった料金または工事に関する費用については、この料金表に規定する税込額（消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）に基づき計算した額と異なる場合があります。

ただし、次の各号に掲げる料金については、この限りでありません。

（1）海外ローミング機能に係る付加機能利用料

（2）国際通話に関する料金

（3）国際ＳＭＳ送信に関する料金（通話料に限ります。）

2　当社は、tt mobile 契約者がその tt mobile 契約に基づいて支払う料金のうち、基本使用料、付加機能利用料、通話料、ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料は料金月（その通話を開始した日と終了した日とが異なる料金月となる場合の通話料については、その通話を終了した日を含む料金月とします。）に従って計算します。

ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。

3　当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。

（基本使用料の日割り）

4　当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料および付加機能利用料のうち月額で定める料金（以下この項において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割りします。

（1）料金月の起算日以外の日に契約者回線または付加機能の提供の開始があったとき。

（2）料金月の起算日以外の日に tt mobile 契約の解除または付加機能の廃止があったとき。

（3）料金月の起算日に契約者回線または付加機能の提供を開始し、その日にその tt mobile 契約の解除または付加機能の廃止があったとき。

（4）料金月の起算日以外の日に月額料金の額が増加または減少したとき。この場合増加または減少後の月額料金は、その増加または減少のあった日から適用します。

（5）料金月の起算日以外の日に tt mobile 通信サービスの基本データ容量などの変更により月額料金の額が増加または減少したとき。この場合、増加または減少後の月額料金は、その増加または減少のあった日から適用します。

（6）第 41 条（基本使用料および付加機能利用料の支払義務）第２項第３号の表の規定に該当するとき。

（7）第３項の規定に基づく起算日の変更があったとき。

5　前項第１号から第６号までの規定による月額料金の日割りは、その料金月に含まれる日数により行います。この場合、第 41 条（基本使用料および付加機能利用料の支払義務）第２項第３号の表に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる２４時間をその開始時刻が属する料金日とみなします。

6　第４項第７号の規定による月額料金の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

7　第 56 条（責任の制限）第２項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金の算定にあたっては、第４項および第５項の規定に準じて取り扱います。

（端数処理）

8　当社は、料金その他の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

（料金などの支払い）

9　tt mobile 契約者は、料金および工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関などにおいて支払っていただきます。

10　支払い手段としてクレジットカードを指定する場合は、tt mobile 契約者の名義と異なるクレジットカードを登録してはいけません。

11　料金および工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

（料金の一括後払い）

12　当社は、第９項および第 10 項の規定にかかわらず、tt mobile 契約者の承諾を得て、２月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。ただし、tt mobile 契約者に係る１月の支払い額が当社が別に定める額に満たない場合は、tt mobile 契約者の承諾なく２月分の料金を当社が指定する期日までにまとめて支払っていただくことがあります。なお、あらかじめ tt mobile 契約者から当社がこの取扱いを行うことについて承諾しない旨の申出があったときはこの限りではありません。

（料金などの臨時減免）

13　当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金および工事に関する費用を減免することがあります。

14　当社は、前項の規定により料金などの減免を行ったときは、当社が指定する方法により、そのことを周知します。

第１表　料金

第１　基本使用料

１　２以外のもの

１－１　適用

（１）tt mobile 通信サービスの種類

ア　tt mobile 通信サービスには、次の種類があります。

プラン	内容
Ａプラン	ＫＤＤＩ株式会社の回線を利用した通信サービス
Ｄプラン	株式会社ＮＴＴドコモの回線を利用した通信サービス
Ｓプラン	ソフトバンク株式会社の回線を利用した通信サービス

イ　Ａプランには、次の種類があります。

タイプ	内容
デュアルタイプ	通話およびデータ通信が利用可能なもの。

ウ　Ａプランのデュアルタイプには、次の種類があります。

タイプ	内容
第１種デュアルタイプ	第２種デュアルタイプ以外のもの
第２種デュアルタイプ	ＶｏＬＴＥ対応端末（ＶｏＬＴＥに対応した端末設備をいいます。）との間に電気通信回線を設定して提供するもの。

エ　Ｄプランには、次の種類があります。

タイプ	内容
デュアルタイプ	通話およびデータ通信が利用可能なもの。

オ　Ｓプランには、次の種類があります。

タイプ	内容
デュアルタイプ	通話およびデータ通信が利用可能なもの。

カ　tt mobile 通信サービスには、次のコースがあります。

コース	内容
月間通信量制限コース	１の料金月において利用可能な通信量（以下「月間通信量」といいます。）が付与されたもの。

備考

１．月間通信量とは、当社が別に定める通信の帯域の制限を受けずに利用可能な通信量をいいます。該当月の通信量が月間通信量を超える場合には、通信速度を制限する場合があります。また、その通信の帯域の制限が、第 36 条(通信の利用を制限する措置)第３項に規定する制限の場合は、この限りではありません。

２．tt mobile 契約者が契約者回線を使用し、データ通信を行った場

合、その通信量を月間通信量から減算します。
　ただし、当社が別に定める通信の場合は、その通信量を月間通信量から減算しません。
３．２の規定により月間通信量が枯渇した場合、以後の通信における通信の帯域は、当社が別に定める帯域となり、通信速度が制限される場合があります。
４．月間通信量の利用期限は、その月間通信量が付与された料金月の翌料金月の末日までとします。
５．３の規定にかかわらず、別表１（付加機能）１（通信量追加機能）により、通信量を追加した場合、その規定が優先されるものとします。
６．当社は、当社が別に定める方法により tt mobile 契約者に月間通信量を追加する場合があります。
７．一部のコースについては、短期間で別途当社が定める通信料を超えて使用される場合、通信速度が制限される場合があります。
８．当社が提供する KT SIM を搭載する場合、かかる KT SIM の利用に関しては、別途以下の URL における利用規約を遵守する必要があります。https://ttshop.jp/terms_of_service/

キ　月間通信量制限コースには、次の種類があります。

基本データ容量	内容
５ＧＢ	月間通信量が５ＧＢのもの。
１０ＧＢ	月間通信量が１０ＧＢのもの。
３０ＧＢ	月間通信量が３０ＧＢのもの。
５０ＧＢ	月間通信量が５０ＧＢのもの。

ク　tt mobile ビジネスコースには、次の種類があります。

基本データ容量	内容
１０ＧＢ	月間通信量が１０ＧＢのもの。
３０ＧＢ	月間通信量が３０ＧＢのもの。
５０ＧＢ	月間通信量が５０ＧＢのもの。

※　時間無制限かけ放題オプションが含まれております。

１－２　料金額

（１）　Ａプラン

ア　デュアルタイプに係るもの

１契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額 税込額(税抜額)
	５ＧＢ	１，１５０円（１，０４５円）
	１０ＧＢ	１，７６０円(１，６００円)
	３０ＧＢ	２，６４０円(２，４００円)
	５０ＧＢ	３，６９０円(３，３５５円)

（２）Ｄプラン

ア　デュアルタイプに係るもの

１契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額 税込額(税抜額)
	５ＧＢ	１，１５０円（１，０４５円）
	１０ＧＢ	１，７６０円(１，６００円)
	３０ＧＢ	２，６４０円(２，４００円)
	５０ＧＢ	３，６９０円(３，３５５円)

（３）Ｓプラン

ア　デュアルタイプに係るもの

１契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額 税込額(税抜額)
	５ＧＢ	１，１５０円（１，０４５円）
	１０ＧＢ	１，７６０円(１，６００円)
	３０ＧＢ	２，６４０円(２，４００円)
	５０ＧＢ	３，６９０円(３，３５５円)

（４）ビジネスコース

１契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額 税込額(税抜額)
	１０ＧＢ	２，９７０円(２，７００円)
	３０ＧＢ	３，９６０円(３，６００円)
	５０ＧＢ	４，９５０円(４，５００円)

第２　付加機能利用料

１　２以外のもの

１－１　適用

<table>
<tr><td>（１）海外ローミング機能に係る付加機能利用料の適用</td><td>ア　当社は、海外ローミング機能について、１－２（料金額）に規定する国または地域（その移動無線装置が接続されている外国事業者の無線基地局設備または機内携帯通話システムによりその外国事業者の電気通信サービスが提供される場所をいい、以下「海外利用地域」といいます。）および別表１（付加機能）10 欄に規定する利用形態に応じて、付加機能利用料を適用します。</td></tr>
<tr><td>（２）通話定額に係る付加機能利用料の適用</td><td>通話定額については、次の場合が生じたときは、第 41 条（基本使用料および付加機能利用料の支払義務）および料金表通則の規定にかかわらず、その料金の支払いは次のとおりとします。
<table>
<tr><th>区分</th><th>料金の支払い</th></tr>
<tr><td>（ア）通話定額の提供があったとき（当該月にその付加機能に係る追加サービスの利用の廃止があったときを除きます。）</td><td>当該月分のその料金の支払いを要します。</td></tr>
<tr><td>（イ）通話定額の利用の廃止があったとき。</td><td>当該月分のその料金の支払いを要します。</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

１－２　料金額

１－２－１　Ａプランにかかるもの

（１）　（２）以外のもの

区分	単位	料金額 税込額（税抜額）
１　通信量追加機能	100MB ごとに	５５円（５０円）
２　留守番伝言機能 （お留守番サービスＥＸ）	１契約ごとに月額	３３０円（３００円）
３　三者通話機能 （三者通話サービス）	１契約ごとに月額	２２０円（２００円）
４　迷惑電話拒否機能 （迷惑電話撃退サービス）	１契約ごとに月額	１１０円（１００円）
５　10 分かけ放題	１契約ごとに月額	６６０円（６００円）
６　時間無制限かけ放題	１契約ごとに月額	１，６５０円（１，５００円）

※　ＶＰＮ－ＳＩＭご利用時のみお申し込みいただけます。

（２）　海外ローミング機能

料金額
ＬＴＥ約款、ＷＩＮ約款およびａｕ(5G)約款において定められた額と同額（消費税は課税されません）

１－２－２　Ｄプランに係るもの

（１）　（２）以外のもの

区分	単位	料金額 税込額（税抜額）
１　通信量追加機能	100MB ごとに	５５円（５０円）
２　留守番伝言機能 （留守番電話サービス）	１契約ごとに月額	３３０円（３００円）
３　割込通話機能 （割込通話サービス）	１契約ごとに月額	２２０円（２００円）
４　10 分かけ放題	１契約ごとに月額	６６０円（６００円）
５　時間無制限かけ放題	１契約ごとに月額	１，６５０円（１，５００円）

※　ＶＰＮ－ＳＩＭご利用時のみお申し込みいただけます。

（２）　海外ローミング機能

料金額
ＦＯＭＡ約款、Ｘｉ約款およびドコモ（5G)約款において定められた額と同額（消費税は課税されません）

１－２－３　Ｓプランに係るもの

区分	単位	料金額 税込額（税抜額）
１　通信量追加機能	100MB ごとに	５５円（５０円）
２　グループ通話	１契約ごとに月額	２２０円（２００円）
３　ナンバーブロック	１契約ごとに月額	１１０円（１００円）
４　割込通話機能 （割込通話）	１契約ごとに月額	２２０円（２００円）
５　10 分かけ放題	１契約ごとに月額	６６０円（６００円）
６　時間無制限かけ放題	１契約ごとに月額	１，６５０円（１，５００円）

第３　通話料

１　適用

通話料の適用については、第 42 条（通話料の支払義務）および第 67 条（電話番号案内接続に係る通話料の支払義務等）によるほか、次のとおりとします。

（１）国際通話に係る通信料の適用	国際通話に関する料金については、その通話の相手先に応じて、２－２に規定する料金額を適用します。
（２）ＳＭＳ機能を利用した通信に係る通話料の適用	ＳＭＳ送信に関する料金については、ＳＭＳ送信を通話とみなして２－１－３に規定する料金額を適用します。
（３）通話料の減免	次の通話については、その料金の支払いを要しません。 ア　電気通信番号規則第 11 条に規定する緊急通報に関する電気通信番号を用いた通話 イ　当社の電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行うサービス取扱所等に設置されている電気通

<table>
<tr><td></td><td>信設備であって、当社が指定したものへの通話</td></tr>
<tr><td>（４）平日昼間及びその他の料金額の適用</td><td>ア　平日昼間及びその他とは、次の時間帯をいいます。

<table><tr><td>区分</td><td>時間帯</td></tr><tr><td>平日昼間</td><td>平日（土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）の規定により休日とされた日ならびに１月２日及び１月３日をいいます。）以外の日をいいます。）における午前８時から午後７時までの間</td></tr><tr><td>その他</td><td>平日昼間を除く全時間帯</td></tr></table>
イ　当社が定める国際通話料は、本邦の暦及び時刻によります。</td></tr>
</table>

２　料金額

２－１　通常通話に係るもの

２－１－１　２－１－２から２－１－３以外のもの

（１）　Ａプランに係るもの

ア　イ以外のもの

区分	料金額
通話料	ＬＴＥ約款、ＷＩＮ約款およびａｕ(5G)約款において定められた額と同額

イ　ワイドスター通信サービス（第３種ワイドスターに限ります。)の電気通信回線への通話に係るもの

区分	料金額
通話料	30 秒までごとに 177.1 円（税抜 161 円）

（２）　Ｄプランに係るもの

ア　イ以外のもの

区分	料金額
通話料	ＦＯＭＡ約款、Ｘｉ約款およびドコモ（5G)約款において定められた額と同額

イ　ワイドスター通信サービス（第３種ワイドスターに限ります。)の電気通信回線への通話に係るもの

区分	料金額
通話料	30 秒までごとに 177.1 円（税抜 161 円）

（３）　Ｓプランに係るもの

ア　イ以外のもの

区分	料金額
通話料	3G 通信サービス約款、4G 通信サービス約款およびソフトバンク(5G)約款において定められた額と同額

イ　ワイドスター通信サービス（第３種ワイドスターに限ります。)の電気通信回線への通話に係るもの

区分	料金額
通話料	30 秒までごとに 177.1 円（税抜 161 円）

２－１－２　電話番号案内接続に係るもの

（１）　Ａプランに係るもの

区分	単位	料金額
電話番号案内料および通話料	ＬＴＥ約款、ＷＩＮ約款およびａｕ(5G)約款において定められた額と同額	

（２）　Ｄプランに係るもの

区分	単位	料金額
電話番号案内料および通話料	ＦＯＭＡ約款、Ｘｉ約款およびドコモ(5G)約款において定められた額と同額	

（３）　Ｓプランに係るもの

区分	単位	料金額
電話番号案内料および通話料	3G 通信サービス約款、4G 通信サービス約款およびソフトバンク(5G)約款において定められた額と同額	

２－１－３　ＳＭＳ機能に係るもの

（１）　Ａプランに係るもの

ア　イ以外のもの

区分	単位	料金種別	料金額
			税込額（税抜額）
通話料	１送信ごとに	１～７０文字 （半角英数字のみの場合１～１６０文字）	３．３円（３円）
		７１～１３４文字 （半角英数字のみの場合１６１～３０６文字）	６．６円（６円）
		１３５～２０１文字 （半角英数字のみの場合３０７～４５９文字）	９．９円（９円）

		２０２～２６８文字 （半角英数字のみの場合４６０～６１２文字）	１３．２円（１２円）
		２６９～３３５文字 （半角英数字のみの場合６１３～７６５文字）	１６．５円（１５円）
		３３６～４０２文字 （半角英数字のみの場合７６６～９１８文字）	１９．８円（１８円）
		４０３～４６９文字 （半角英数字のみの場合９１９～１０７１文字）	２３．１円（２１円）
		４７０～５３６文字 （半角英数字のみの場合１０７２～１２２４文字）	２６．４円（２４円）
		５３７～６０３文字 （半角英数字のみの場合１２２５～１３７７文字）	２９．７円（２７円）
		６０４～６７０文字 （半角英数字のみの場合１３７８～１５３０文字）	３３円（３０円）

イ　国際ＳＭＳ送信に係るもの

区分	料金額
通話料	ＬＴＥ約款、ＷＩＮ約款およびａｕ(5G)約款において定められた額と同額（消費税は課税されません）

（２）　Dプランに係るもの

ア　イ以外のもの

区分	単位	料金種別	料金額 税込額（税抜額）
通話料	１送信ごとに	１～７０文字 （半角英数字のみの場合１～１６０文字）	３．３円（３円）
		７１～１３４文字 （半角英数字のみの場合１６１～３０６文字）	６．６円（６円）
		１３５～２０１文字 （半角英数字のみの場合３０７～４５９文字）	９．９円（９円）
		２０２～２６８文字 （半角英数字のみの場合４６０～６１２文字）	１３．２円（１２円）
		２６９～３３５文字 （半角英数字のみの場合６１３～７６５文字）	１６．５円（１５円）
		３３６～４０２文字 （半角英数字のみの場合７６６～９１８文字）	１９．８円（１８円）
		４０３～４６９文字 （半角英数字のみの場合９１９～１０７１文字）	２３．１円（２１円）
		４７０～５３６文字 （半角英数字のみの場合１０７２～１２２４文字）	２６．４円（２４円）
		５３７～６０３文字 （半角英数字のみの場合１２２５～１３７７文字）	２９．７円（２７円）
		６０４～６７０文字 （半角英数字のみの場合１３７８～１５３０文	３３円（３０円）

		字)	

イ　国際ＳＭＳ送信に係るもの

区分	料金額
通話料	ＦＯＭＡ約款、Ｘｉ約款およびドコモ（5G)約款において定められた額と同額（消費税は課税されません）

（３）　Ｓプランに係るもの

ア　イ以外のもの

区分	単位	料金種別	料金額 税込額（税抜額）
通話料	１送信ごとに	１～７０文字 （半角英数字のみの場合１～１６０文字）	３．３円（３円）
		７１～１３４文字 （半角英数字のみの場合１６１～３０６文字）	６．６円（６円）
		１３５～２０１文字 （半角英数字のみの場合３０７～４５９文字）	９．９円（９円）
		２０２～２６８文字 （半角英数字のみの場合４６０～６１２文字）	１３．２円（１２円）
		２６９～３３５文字 （半角英数字のみの場合６１３～７６５文字）	１６．５円（１５円）
		３３６～４０２文字 （半角英数字のみの場合７６６～９１８文字）	１９．８円（１８円）
		４０３～４６９文字 （半角英数字のみの場合９１９～１０７１文字）	２３．１円（２１円）
		４７０～５３６文字 （半角英数字のみの場合１０７２～１２２４文字）	２６．４円（２４円）
		５３７～６０３文字 （半角英数字のみの場合１２２５～１３７７文字）	２９．７円（２７円）
		６０４～６７０文字 （半角英数字のみの場合１３７８～１５３０文字）	３３円（３０円）

イ　国際ＳＭＳ送信に係るもの

区分	料金額
通話料	3G 通信サービス約款、4G 通信サービス約款およびソフトバンク(5G)約款において定められた額と同額（消費税は課税されません）

２－２　国際通話に係るもの

（１）　Ａプランに係るもの

区分	料金額
通話料	ＬＴＥ約款、ＷＩＮ約款およびａｕ(5G)約款において定められた額と同額（消費税は課税されません）

（２） Ｄプランに係るもの

区分	料金額
通話料	ＦＯＭＡ約款、Ｘｉ約款、ドコモ（5G)約款および国際電話サービス契約約款において定められた額と同額（消費税は課税されません）

（３） Ｓプランに係るもの

区分	料金額
通話料	3G 通信サービス約款、4G 通信サービス約款およびソフトバンク(5G)約款において定められた額と同額（消費税は課税されません）

第４　手続きに関する料金

１　適用

<table>
<tr><td>（１）手続きに関する料金の適用</td><td>手続きに関する料金は、次のとおりとします。
<table><tr><td>契約事務手数料</td><td>tt mobile 契約の申し込みを行い、その承諾を受けたときは、２（料金額）に規定する契約事務手数料の支払いを要します。ただし、その tt mobile 契約の申し込みが、当社が別に定める態様に該当するときは、契約事務手数料の支払いを免除または減額をして適用することがあります。</td></tr><tr><td>変更事務手数料／ＳＩＭカード再発行事務手数料</td><td>tt mobile 契約者より、tt mobile 契約の変更手続きの申し込み、またはＳＩＭカードの紛失、盗難、毀損または自然故障その他の理由により新たなＳＩＭカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときは、２（料金額）に規定する変更事務手数料またはＳＩＭカード再発行事務手数料の支払いを要します。ただし、その変更手続きが、当社が別に定める態様に該当するときは、変更事務手数料の支払いを免除または減額をして適用することがあります。</td></tr><tr><td>ＳＩＭカード発行料</td><td>tt mobile 契約の申し込みを行い、その承諾を受けたとき、もしくは tt mobile 契約者より、tt mobile 契約の変更手続きの申し込み、またはＳＩＭカードの紛失、盗難、毀損または自然故障その他の理由により新たなＳＩＭカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときは、２（料金額）に規定するＳＩＭカード発行料の支払いを要します。ただし、その請求が、当社が別に定める態様に該</td></tr></table></td></tr>
</table>

		当するときは、ＳＩＭカード発行料の支払いを免除または減額をして適用することがあります。
	ｅＳＩＭプロファイル発行料	ｅＳＩＭに係る tt mobile 契約の申し込みを行い、その承諾を受けたとき、もしくは tt mobile 契約者より、ｅＳＩＭに係る tt mobile 契約の変更手続きの申し込み、またはｅＳＩＭプロファイル設定済み端末の紛失、盗難、毀損または自然故障その他の理由により新たなｅＳＩＭプロファイル発行を請求し、その承諾を受けたときは、2（料金額）に規定するｅＳＩＭプロファイル発行料の支払いを要します。ただし、その請求が、当社が別に定める態様に該当するときは、ｅＳＩＭプロファイル発行料の支払いを免除または減額をして適用することがあります。
	料金明細類発行手数料	tt mobile 契約者からの請求により、その tt mobile 通信サービスに関する料金の口座振替のお知らせなど（以下「料金明細類」といいます。）の発行を当社が行ったときは、tt mobile 契約者は料金明細類発行手数料の支払いを要します。また、tt mobile 契約者からの請求または料金その他の債務の支払いを現に怠りもしくは怠るおそれがあることにより、当社がその tt mobile 通信サービスに関する料金の請求書等の発行を行ったときは、tt mobile 契約者は請求書等発行手数料の支払いを要します。なお、請求書でのお支払いに伴う振込手数料はお客さまにてご負担いただきます。
	契約譲渡手数料	契約譲渡において、譲渡人と譲受人が三親等以内でない場合、譲受人は2（料金額）に規定する契約譲渡手数料の支払いを要します。ただし、三親等以内の譲渡、承継、改名については契約譲渡手数料の支払いを要しません。

2　料金額

区分	単位	料金額
		税込額（税抜額）
契約事務手数料	1契約ごとに	3，300円（3，000円）
変更事務手数料（tt mobile 契約の変更手続にかかるもの）	1契約ごとに	3，300円（3，000円）※1
国際郵便手数料	1契約ごとに	1，550円
ＳＩＭカード再発行事務手数料（新たなＳＩＭカードの貸与にかかるもの）	1枚ごとに	2，200円（2，000円）※1
ＳＩＭカード発行料（Aプラン）	1契約ごとに	440円（400円）※1
ＳＩＭカード発行料（Dプラン）	1契約ごとに	440円（400円）※1
ＳＩＭカード発行料（Sプラン）	1契約ごとに	440円（400円）※1

ｅＳＩＭプロファイル発行料（Ａプラン）	１契約ごとに	４４０円（４００円）
ｅＳＩＭプロファイル発行料（Ｄプラン）	１契約ごとに	４４０円（４００円）
料金明細類発行手数料	１送付ごとに	１１０円（１００円）
請求書等発行手数料	１送付ごとに	３３０円（３００円）

（注）料金明細類の発行については月額料金などの請求がない場合は、料金明細類は発行しません。この場合、上記の手数料の支払いは要しません。

※１　ｅＳＩＭへの変更に伴う再発行、ｅＳＩＭをご利用のお客さまのｅＳＩＭプロファイル再発行に伴う変更事務手数料は無料となります。

第５　ユニバーサルサービス料

１　適用

tt mobile 通信サービスに関するユニバーサルサービス料の適用	tt mobile契約者は、その料金月の末日において、当社が契約者回線を提供している場合、２（料金額）に定めるユニバーサルサービス料の支払いを要します。 ただし、その料金月の末日にその契約の解除があった場合、または契約者識別番号がＭ２Ｍ等専用番号（020番号）の場合はこの限りではありません。

２　料金額

区分	単位	料金額
		税込額（税抜額）
ユニバーサルサービス料	１契約者識別番号ごとに月額	（２０２２年１月ご利用分から）２．２円（２円）

第６　電話リレーサービス料

１　適用

tt mobile 通信サービスに関する電話リレーサービス料の適用	tt mobile契約者は、その料金月の末日において、当社が契約者回線を提供している場合、２（料金額）に定める電話リレーサービス料の支払いを要します。 ただし、その料金月の末日にその契約の解除があった場合、または契約者識別番号がＭ２Ｍ等専用番号(020番号)の場合はこの限りではありません。

２　料金額

区分	単位	料金額
		税込額（税抜額）
電話リレーサービス料	１契約者識別番号ごとに月額	（２０２４年４月ご利用分から２０２５年３月ご利用分まで） １．１円（１円）

第７　携帯電話番号ポータビリティに係る電話番号の取り扱いに関する料金

１　適用

契約の解除に伴う携帯電話番号ポータビリティ取扱手数料等の適用	tt mobile 契約者は、その tt mobile 契約の解除に伴い、携帯電話番号ポータビリティを希望する旨の申出を行う場合、携帯電話番号ポータビリティ取扱手数料および MNP 転出時契約解除料の支払いを要しません。	
	備考	

第２表　工事費

区分	費用
工事費	別に算定する実費とします。